

平成22年 No.45

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部を改正する規程

制定理由

放射線障害防止法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成22年10月27日 教育研究評議会 報告

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成22年 9 月30日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成22年規程第31号

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部を改正する規程

東京学芸大学放射線障害予防規程（平成元年規程第5号）の一部について，別紙
新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部改正について

改正理由：放射線障害防止法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (業務従事者の登録) 第9条 放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者で管理区域に立ち入る者は、あらかじめ、学長に登録の申請をし、第24条に規定する健康診断を受けなければならない。 2 学長は、前項の健康診断において可とされ、かつ、第23条に規定する教育及び訓練を受けた者について審査し、放射性同位元素等を取り扱うことのできる者（以下「業務従事者」という。）を認定し、名簿に登録するものとする。 〔省略〕 (廃止措置) <u>第14条 許可の取消し、使用の廃止等の際は、施行規則第26条及び次の各号に掲げる事項について措置しなければならない。</u> <u>(1) 廃止措置が完了するまでの間、放射性同位元素等を保管している者は、廃止前の帳簿とは分けて、別途、廃棄に係る記帳を行うものとする。</u> <u>(2) 廃止する施設等の長は廃止措置中の施設の放射線量の測定を行うものとする。</u> <u>(3) 取扱主任者の資格を有する者等による廃止措置の監督を行うものとする。</u> <u>(4) 学長は、廃止措置を報告する際に、放射性同位元素等の全てを他者に譲渡し、廃棄し、放射性同位元素による汚染を除去する措置を適切に行ったことを証明する書類等を添付するものとする。</u> (点検及び検査) 第15条 〔省略〕 (受入れ) 第16条 放射性同位元素の受入れについては、<u>相手方より購入と譲受け</u>により行い、取扱主任者の承認を受けるものとする。 (使用) 第17条 〔省略〕 (保管)	〔省略〕 (業務従事者の登録) 第9条 放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者で管理区域に立ち入る者は、あらかじめ、学長に登録の申請をし、第22条に規定する健康診断を受けなければならない。 2 学長は、前項の健康診断において可とされ、かつ、第21条に規定する教育及び訓練を受けた者について審査し、放射性同位元素等を取り扱うことのできる者（以下「業務従事者」という。）を認定し、名簿に登録するものとする。 〔省略〕 (点検及び検査) 第14条 〔省略〕 (受入れ) 第15条 放射線同位元素の受入れについては、購入と譲受により行い、取扱主任者の承認を受けるものとする。 (使用) 第16条 〔省略〕 (保管)

第18条 (運搬)	[省略]	第17条 (運搬)	[省略]
第19条 (払出し)	[省略]	第18条 (払出し)	[省略]
第20条 (廃棄)	[省略]	第19条 (廃棄)	[省略]
第21条 (測定)	[省略]	第20条 (測定)	[省略]
第22条 (教育及び訓練)	[省略]	第21条 (教育及び訓練)	[省略]
第23条 (健康診断)	[省略]	第22条 (健康診断)	[省略]
第24条 (放射線障害を受けた者等に対する措置)	[省略]	第23条 (放射線障害を受けた者等に対する措置)	[省略]
第25条 (記帳及び保存)	[省略]	第24条 (記録及び保存)	[省略]
第26条 (廃止措置中の記録等)	[省略]	第25条	[省略]
第27条 廃止措置中の放射線量の測定及び記録は、取扱主任者の資格を有する者等による監督の下、次の各号に掲げる事項について行う。 (1) 事業所境界等における放射線量及び作業室等における汚染の状況 (2) 作業者の被ばく線量 (3) 作業者の汚染の状況 2 廃止措置に係る記帳は、取扱主任者の資格を有する者等による監督の下、次の各号に掲げる事項について行う。 (1) 譲り渡した(又は返還した)放射性同位元素及び汚染物の種類、数量、年月日及びその相手方の氏名又は名称 (2) 廃棄した放射性同位元素及び汚染物の種類、数量、年月日、廃棄の方法及び場所 (3) 放射性同位元素による汚染を除去したときに発生した汚染物の種類及び数量 (帳簿の閉鎖)		(報告)	
第28条 取扱主任者は、毎年3月31日に第26条に規定する帳簿を閉鎖する。		第26条	[省略]
2 取扱主任者は、第14条に規定する許可の取消し、使用の廃止等を行う場合は廃止日等に第26条に規定する帳簿を閉鎖する。			
(報告)			
第29条	[省略]		

(特定放射性同位元素に係る報告)

第30条 学長は、特定放射性同位元素に係る次の各号に掲げる行為を行った場合、行為を行ってから15日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

(1) 製造、輸入、受入れ又は払い出し、廃棄

2 学長は、前項の報告を行った特定放射性同位元素の内容を変更（当該変更により当該特定放射性同位元素が特定放射性同位元素でなくなった場合を含む。）した場合、15日以内に文部科学大臣に報告を行う。

3 学長は、年度末に所有している特定放射性同位元素に係る報告を、文部科学大臣に翌年度6月末日までに行う。

(地震等の災害時における措置)

第31条 [省略]

(危険時の措置)

第32条 [省略]

(事故等の報告)

第33条 [省略]

(一時立入者)

第34条 [省略]

(規程の改廃)

第35条 [省略]

(規程の細目)

第36条 [省略]

(管理組織図)

第37条 [省略]

[省略]

附 則

この規程は、平成22年9月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
ただし、第30条の規定は平成23年1月1日から施行する。

(地震等の災害時における措置)

第27条 [省略]

(危険時の措置)

第28条 [省略]

(事故等の報告)

第29条 [省略]

(一時立入者)

第30条 [省略]

(規程の改廃)

第31条 [省略]

(規程の細目)

第32条 [省略]

(管理組織図)

第33条 [省略]

[省略]